



曾我事務所ニュース

2020. 3. 15

〒262-0033 千葉市花見川区幕張本郷 1-11-3 ワービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail : soga@sogaoffice.jp (曾我 宛)
: info@sogaoffice.jp (事務所 宛)
ホームページアドレス: http://www.sogaoffice.jp
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617**新型コロナウイルス感染防止措置で休業手当はどうなる？****～不可抗力ならば手当不要ですが今まで「不可抗力」と認定された事例はゼロ**

この度の新型コロナウイルスによる措置で、従業員が子供の休校のため休業した場合、事業主は何の責任もありませんが休業手当を支払わなくてはならないのでしょうか。また、コロナウイルス感染及び防止措置によるものは「不可抗力」なのでしょうか。厚生労働省では下記のように答えています。

『新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。「不可抗力」による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう「不可抗力」とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。例えば、自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分検討するなど休業の回避について通常使用者として行うべき最善の努力を尽くしていないと認められた場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当する場合があります、休業手当の支払が必要となることがあります。（厚生労働省Q&Aより）』

今までに「不可抗力」と認定された事例はなく、この新型コロナウイルス感染防止措置も「不可抗力」ではないとされています。従業員の家族がウイルスに罹患し、ほかの従業員への感染を恐れて休業措置をとる場合、休業手当を支払わなければならないけません。しかしながら、下記の「雇用調整助成金の特例」が利用できる可能性があります。（申請受付はまだ開始していません）詳細は↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルス感染症を踏まえた雇用調整助成金の特例について

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に対し、休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合、新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても対象となります。

しかしながら、同居の親族、取締役などの会社の役員、委託契約などの労働契約でない場合で雇用保険に加入していない人は対象になりません。

ただし、実態が労働者である場合は雇用保険に加入できる場合がありますから、助成金申請を検討される場合は、事前に当事務所または労働局の窓口へご連絡してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

外国人雇用状況の届出において在留カード番号が必須に

令和2年3月1日以降に、雇入れ、離職をした外国人の外国人雇用状況の届出において、**在留カード番号の記載が必須**となりました。雇用保険被保険者であるかどうかで、届け出の方法が異なります。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合、資格取得届および資格喪失届に、外国人労働者在留カード番号記載用の様式を添付して提出する必要があります。

雇用保険の被保険者ではない外国人の場合は、外国人雇用状況届出書の在留カード番号記載欄に記入して提出します。

様式はこちらのページからダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/07.html

健康保険料、3月(4月納付分)から変更！（協会けんぽ）

協会けんぽでは、毎年3月分(4月納付分)から健康保険料、介護保険料の見直しが行われています。～主な支部の健康保険料率は、以下のとおりです～

千葉	: 9.81%	⇒	9.75%	東京	: 9.90%	⇒	9.87%
埼玉	: 9.79%	⇒	9.81%	神奈川	: 9.91%	⇒	9.93%
茨城	: 9.84%	⇒	9.77%				



※介護保険料率は、1.73%から**1.79%**に引き上げられます。

健康保険の被扶養者等の要件の見直し 国内居住者のみ対象

2020年4月1日より、改正健康保険法が施行され、**健康保険の被扶養者の認定において、原則として国内に居住しているという要件が追加**されます。ただし、一時的な海外渡航である者や、渡航目的が就労ではない者については、例外的に被扶養者とされます。

具体的には、留学、海外赴任に同行する家族、観光、保養又はボランティア活動などがあります。例外に該当するかどうかについて、渡航目的から形式的に判断されます。一時的かどうかは、ビザの有効期限がある場合は原則として一時的なものとされます。

また、「医療滞在ビザ」で来日したもの、「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した者は、日本国内に住所があったとしても、適用除外となり被扶養者として認定されませんのでご注意ください。

【医療費の赤字の本当の理由】

『医療費は事実上ブラックボックスでアメリカと交わした「MOS 協議」で日本は医療機器、薬品を輸出しにくくなり逆にアメリカ製の医療機器、薬品を他国の3～4倍の値段で買わされています。』（堤美果『日本が売られる』幻冬舎新書、2018年、194～195頁）

医療について、日本は先進国の中でも国民10人当たりの医師数は最低で、医師不足も深刻です。医師の数を増やすことに医師会が反対しているということも聞きます。医師は何しろ激務なのですが、国民にとって医師が増えて困ることは何もありません。